第四条第三項中「その旨、被害の状況、損害金額及び当該災害のあつた日において見積つたその年分の合計所得金額の見積額」を「次に掲げる事項」に、「呈示する」を「提示する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申請者の氏名、住所及び個人番号

二　前条第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受けようとする旨

三　被害の状況及び損害金額

四　災害のあつた日において見積もつた同日の属する年分の合計所得金額の見積額

第十条第一項第一号を次のように改める。

一　申請者の氏名、住所（所得税法の施行地に住所を有しない者にあつては、居所）及び個人番号

第十条第一項第二号中「規定による徴収の猶予」を「規定の適用」に改め、同項第四号中「その住所、事務所、営業所その他当該給与等、公的年金等又は報酬等の支払の場所」を「その事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うものの所在地」に改める。

第十五条の三第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十五条の四第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（次項において「新災害減免令」という。）第四条第一項及び第三項並びに第十条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（次項において「旧災害減免令」という。）第四条第一項若しくは第三項又は第十条第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

2　新災害減免令第十五条の三第一項及び第十五条の四第二項の規定は、施行日以後にこれらの規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧災害減免令第十五条の三第一項又は第十五条の四第二項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（相続税法施行令の一部改正）

第三条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の十第一項第一号中「居所」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。第四条の十六第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　障害者非課税信託申告書を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託申告書に、当該受託者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を付記するものとする。

第四条の十六第一項中「又は氏名」を「、氏名又は個人番号」に改める。

（相続税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正後の相続税法施行令（次項において「新相続税法施行令」という。）第四条の十の規定は、施行日以後に提出する相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する障害者非課税信託申告書について適用し、施行日前に提出した同項に規定する障害者非課税信託申告書については、なお従前の例による。

2　新相続税法施行令第四条の十六第一項の規定は、施行日以後に提出する同条第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の相続税法施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同項の譲受けに係る資材等又は製品若しくはその副産物の譲受けの日及び場所、品名、数量及び価格並びに譲渡をする者及び譲受人の住所、氏名又は名称」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　当該譲受けの日及び場所

三　当該資材等又は製品若しくはその副産物の品名、数量及び価格

四　譲渡をする者の住所及び氏名又は名称

第八条第二項中「当該譲受けに係る資材等又は製品若しくはその副産物の譲受けの日及び場所、品名、数量及び価格並びに譲渡をする者及び譲受人の住所、氏名又は名称」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　譲受人の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　当該譲受けの日及び場所

三　当該資材等又は製品若しくはその副産物の品名、数量及び価格

四　譲渡をする者の住所及び氏名又は名称

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（次項において「新協定特例法施行令」という。）第八条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（次項において「旧協定特例法施行令」という。）第八条第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

2　新協定特例法施行令第八条第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する書面について適用し、施行日前に旧協定特例法施行令第八条第二項の規定により提出した書面については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第五項中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改める。